

# 魅力ある「秋田ソウル便」で韓国へ行こう!!



秋田と韓国を直接結ぶ「秋田ソウル便」は、観光産業を活かしたまちづくりを目指す仙北市にとって、韓国など海外からの観光客を受け入れるアクセスとして重要な路線です。市民のみならず、市民のみならず、手軽に海外へ行くことができる秋田ソウル便はぜひ存続させたいものです。

秋田県では、秋田ソウル便の利用促進のための下記支援制度もあります。市民のみならずにもぜひこの制度を活用した秋田ソウル便のご利用をお願いいたします。

## 出会う!体験する!交流する! お隣の国 韓国へ! 韓国との“草の根交流”を支援します!(韓国交流促進補助事業)

県内の団体が、秋田ソウル便を利用して、韓国の民間団体と継続的に県内または韓国で行う、生活文化・スポーツ・青少年交流事業に対する補助制度があります。

■対象団体:秋田県内に所在する

- ①一定の活動実績があり、事業を完遂できること
- ②代表者が明らかで、会計経理が明確であること

■交付額:1人あたり**2万円**の補助 ※営利目的の活動などは対象外

■募集期間:平成21年1月31日まで随時募集します。



### 秋田ソウル便で“かんたん”“てがる”に全世界へ!

秋田ソウル便を利用すれば、当日中に、北京、バンコク、グアムなど16カ国35都市に乗り継ぎができます。秋田空港で大きな荷物を預けると、現地空港まで手ぶらで快適な旅を楽しめます。“かんたん”“てがる”な海外乗継旅行を体験しませんか?  
乗継旅行は各旅行代理店で取り扱っています。

問合せは、秋田県観光課 TEL 018(860)2264 まで

## 介護保険事務所からのお知らせ

# 介護保険料が年金から天引きされているみなさんへ

~仮徴収について~

○平成20年度介護保険料の徴収(仮徴収)が4月支給の年金から開始されます。

◆**仮徴収とは**：介護保険料は住民税の課税状況等によってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定となるため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませんので、前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となります。このことを仮徴収といいます。

※該当する方には4月上旬に仮徴収額のお知らせを発送しますのでご確認ください。

※7月に介護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額を差し引いた額を10月・12月・2月の年金から3回に分けて徴収(本徴収)することになります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月の保険料と同額が天引きされます。	前年度の年額をもとに前期分(4月から8月分)が年額の約半分となるように計算した額が天引きされます。		7月に決定した年額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて天引きされます。保険料段階が前年度から変わると本徴収で調整されるため、仮徴収と比べ金額が大きく変わる場合があります。		

※65歳以上で、介護保険料が年金から天引きされていない方については年額の決定後、7月中旬に送付される納付書で納めることとなります。(口座振替を申し込んでいる方は口座から引き落としになります)

### 【問い合わせ先】

介護保険事務所保険指導班 TEL0187(86)3911

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL(43)2281